情報公開制度の運用状況 (平成15年度)

府の情報公開制度は、昭和59年10月の発足以来20年目を迎えた。 平成15年度の総利用件数は、34,539件であった。

(表 1 総利用件数)

	1 5 年度	1 4 年度
行政文書公開	553	5 6 1
情報提供	32, 987	32, 148
会議の公開	999	1, 488
計	34,539件	34,197件

(注)

行政文書公開:請求件数 情報提供:府政情報センターに

おける情報提供件数

会議公開:傍聴者数

[行政文書公開]

情報公開制度の中核である行政文書公開の請求件数は553件で、平成14年度と同程度の利用件数となった。全部公開決定又は部分公開決定を行ったものは 537件で、公開請求全体のうち97.1%であった。

(表2 行政文書公開請求の件数)

		15年度	14年度	備 考
行政	女文書公開請求の件数	553件	561件	
処	全部公開決定	176	1 5 5	
	部分公開決定	361	3 6 7	
理	非公開決定	7	1	
	不存在による非公開決定	9 9	9 5	
区	公開請求拒否(存否応答拒否)決定	6	9	
	却下	0	3	
分	未処理	0	0	

(注) 一件の公開請求において複数の文書が請求されている場合には、複数の決定が行われていることもあるため、処理区分の合計(649件)は公開請求の件数の合計(553件)を上回っている。

また、平成15年度の担当部局別の請求件数は、警察本部、土木部、健康福祉部、建築都市部、教育委員会事務局の順に多くなっており、平成14年度に比べると、教育員会の請求件数が減少し、前年度1位から5位に移動したのが目立つ。

また、健康福祉部に対する請求件数が88件となり、平成13年度32件、14年度68件と年々増加し続けている。

(表3 担当部局別の請求件数)

担 当 部 局 名		15年度(件)	14年度(件)
警察 本	部	123	9 6
土木	部	9 7	8 9
健康 福祉	部	8 8	6 8
建築都市	部	6 9	5 6
教育委員会事務	局	6 5	1 2 1
生活 文 化	部	3 0	3 7
環境農林水産	部	2 5	3 9
企業	局	1 9	8
総務	部	1 9	2 1
商 工 労 働	部	1 2	1 1
知 事 公	室	1 0	4
選挙管理委員会事務	局	8	4
病院事業	局	7	2
監査委員事務	局	4	4
水道	部	4	1
<u>企 画 調 整</u>	部	3	7
公 安 委 員	会	3	5
出納	室	2	0
府 大	学	1	0
人事委員会事務	局	1	0
地方労働委員会事務	<u>局</u>	0	1
収用委員会事務	局	0	0
海区漁業調整委員会事務		0	0
内水面漁場管理委員	会	0	0

(注) 1件の請求で複数部局にわたるものがあるため、担当部局別の合計(590件)は、 請求件数(553件)を上回っている。 平成15年度に部分公開決定・非公開決定を行った368件について、非公開とされた理由を条例の条号別に分類すると次のとおりである。

法人等の情報を非公開とする条例第8条第1項第1号及び個人のプライバシーに関する情報を非公開とする第9条第1号の適用を併せると481件であり、全体の8割以上を占めている。

(表4 非公開理由について)

条号	非公開理由	15年度 (件)	構成比(%)	14年度 (件)	構成比(%)
8 – 1 – 1	法人等情報	178	30.0	176	28.3
8-1-2	任意提供情報	1	0. 2	0	0.0
8-1-3	意思形成過程情報	2	0.3	0	0.0
8-1-4	事務執行支障情報	3 9	6.6	2 5	4.0
8-1-5	公共安全情報	2	0.3	7	1.1
8-2-1	法人等情報、任意提供情報、意思形成 過程情報、事務執行支障情報	2 9	4. 9	3 7	6.0
8-2-2	公共安全情報(第2項第2号)	1 3	2. 2	3 4	5.5
8-2-3	公共安全情報(第2項第3号)	2 7	4. 5	3 4	5.5
9 — 1	個人情報	303	51.0	308	49.6
9 – 2	法令秘情報	0	0	0	0
合	計	594	100	6 2 1	100

- (注1) 8条1項 $(8-1-1\sim8-1-5)$: 公安委員会及び警察本部長を除く実施機関に適用 8条2項 $(8-2-1\sim8-2-3)$: 公安委員会及び警察本部長のみに適用
- (注2) 1件で複数の非公開理由がある決定があるため、非公開理由の適用数の合計(594件)は、 部分公開決定・非公開決定件数(368件)を上回っている。

行政文書公開請求に対する実施機関の決定について、平成15年度は10件の不服申立 てがあった。

不服申立て事案について、実施機関は大阪府情報公開審査会に当該不服申立てに対する 決定について諮問し、その答申を尊重して決定を行うこととされている。

平成15年度の処理状況は以下のとおりである。

(表5 不服申立ての処理状況)

係属事案		取下げ	処理件数					16 年度
	計		計	認容	一部 認容	棄却	却下	へ繰越 件 数
14 年度から繰越事案	18件	3	8	2	1	5	0	7
15 年度申立て事案	10件	3	3	0	0	2	1	4
計	28件	6	1 1	2	1	7	1	1 1

[情報提供]

府政情報センターの利用件数は32,987件で、一月の平均利用件数は約2,749件であった。

(表6 情報提供の利用件数)

府政情報センターの利用件数		15年度	1 4年度
		32,987件 (2,749件/月)	32, 148件 (2, 679件/月)
	職員が応対して情報提供	7, 026	6, 981
内	開架資料の閲覧	13, 813	14, 731
	府政刊行物の販売部数	11, 746	9, 690
訳	行政文書等複写申出件数	1 5 8	2 1 2
	ニュー・メディア等の利用	2 4 4	5 3 4

[情報の公表]

「情報の公表制度の実施に関する要領」に基づき、府として統一的な公表が必要なものとして15年度に指定された資料等は、189件であった。

公表することと指定された資料は、府政情報センターや担当室・課(所)等において 公表するとともに、可能な範囲でその内容をインターネットにより公表するよう努めて いる。

(表7 情報の公表の実施状況)

公表指定資料等		15年度	14年度
		189件	251件
区分	府政に関する基礎情報	1 4 8	189
	政策形成過程情報	4 1	6 2
77	公開実施情報	0	0

[会議の公開]

会議の公開については、平成15年度は、143の審議会等で延べ339回の会議が公開で開催された。傍聴者数(利用件数)は、999人である。

なお、公開制度の対象となる審議会等は、平成15年度末現在で239あり、このうち180の審議会等が公開(議題等により非公開とする旨の留保付きのものを含む。)の決定をしている。

(表8 会議の公開の実施状況)

	1 5 年度	1 4 年度
開催回数	339回	3 6 4 回
傍聴者数	999人	1,488人

[出資法人の情報公開]

府では、府の出資比率が50%以上の法人等(地方自治法第221条第3項に該当する法人)に対して自主的な情報公開制度を導入・実施するよう指導している。

平成12年10月より16法人が自主的な情報公開制度を実施している。平成13年4月には、更に24法人において制度が実施されることとなり、その結果、指導対象の全ての法人において自主的な情報公開制度が実施されている(統廃合等により平成15年度は34法人)。

情報公開制度実施の34法人における情報公開の申出の件数は、5法人において計18件であった。

(表9 出資法人における公開申出の処理状況)

		15年度	14年度
公開	公開申出のあった法人		5法人
公開	申出の件数	18件	9件
bπ	全部公開決定	4	2
型 理	部分公開決定	4	8
区区	非公開決定	1	0
分	不存在による非公開決定	11	2
′′	公開請求拒否(存否応答拒否)決定	0	0
	その他	0	0

(注) 一件の公開申出において複数の文書が請求されている場合には、複数の決定が行われていることも あるため、処理件数の合計は、公開申出の件数の合計に一致しない。

公開申出に対する出資法人の決定について、平成15年度は、1法人において1件の苦情の申出があった。

出資法人は、苦情の申出があったときは、当該出資法人に設置された情報公開検討会に 照会し、情報公開検討会の回答を尊重して、当該苦情申出に対する決定を行うこととされ ている。

(表10 出資法人における苦情申出の処理状況)

係属事案		取下げ	処 理 件 数				16 年度	
	計	件数		認容	一部認容	棄却	却下	へ繰越 件 数
14 年度から繰越事案	O件	0	0	0	0	0	0	0
15 年度申立て事案	1件	0	0	0	0	0	0	1
計	1件	0	0	0	0	0	0	1